

浦 監 第 304 号
令和 3 年 12 月 14 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

令和 3 年度財政援助団体等監査の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

財政援助団体等監査の結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 監査対象補助金

浦安市私立保育所等運営費等補助金

令和2年度 予算現額：1,419,024,000円

決算額：1,296,958,194円

(2) 対象となる団体及び担当部署

令和2年度補助金交付の保育所等(37園)のうち、児童数が多く、2園分の補助金を交付している団体を対象とした。

補助金交付団体 (株)ポピンズ

・ポピンズナーサリースクール新浦安

交付確定額：83,768,600円

・ポピンズナーサリースクール浦安

交付確定額：75,190,268円

補助金事務の所管課 健康こども部 保育幼稚園課

(3) 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された団体の補助金に係る出納その他の事務の執行及び所管課の補助金に係る事務

2 監査の実施期間

令和3年6月29日から令和3年12月9日

3 監査の着眼点

事業が補助金の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、団体に対する指導監督が適切になされているかに主眼をおいて実施した。

4 監査の実施内容

補助金に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、所管課から事情を聴取し、会計諸帳簿、証拠書類との照合等を行った。

第2 補助金交付の背景

1 設立、経緯

法定給付のみでは私立保育所の運営が困難であるため、私立保育所等の健全な運営を促進するとともに、児童の保育内容の充実及び向上を図るため、私立保育所等の運営に要する経費等の一部に対し補助金を交付するものである。

制定時の平成5年度にはすでに他市でも同様の補助金等の制度があり、本市においても、他市と同様の制度が創設された。

2 補助金交付団体の概要

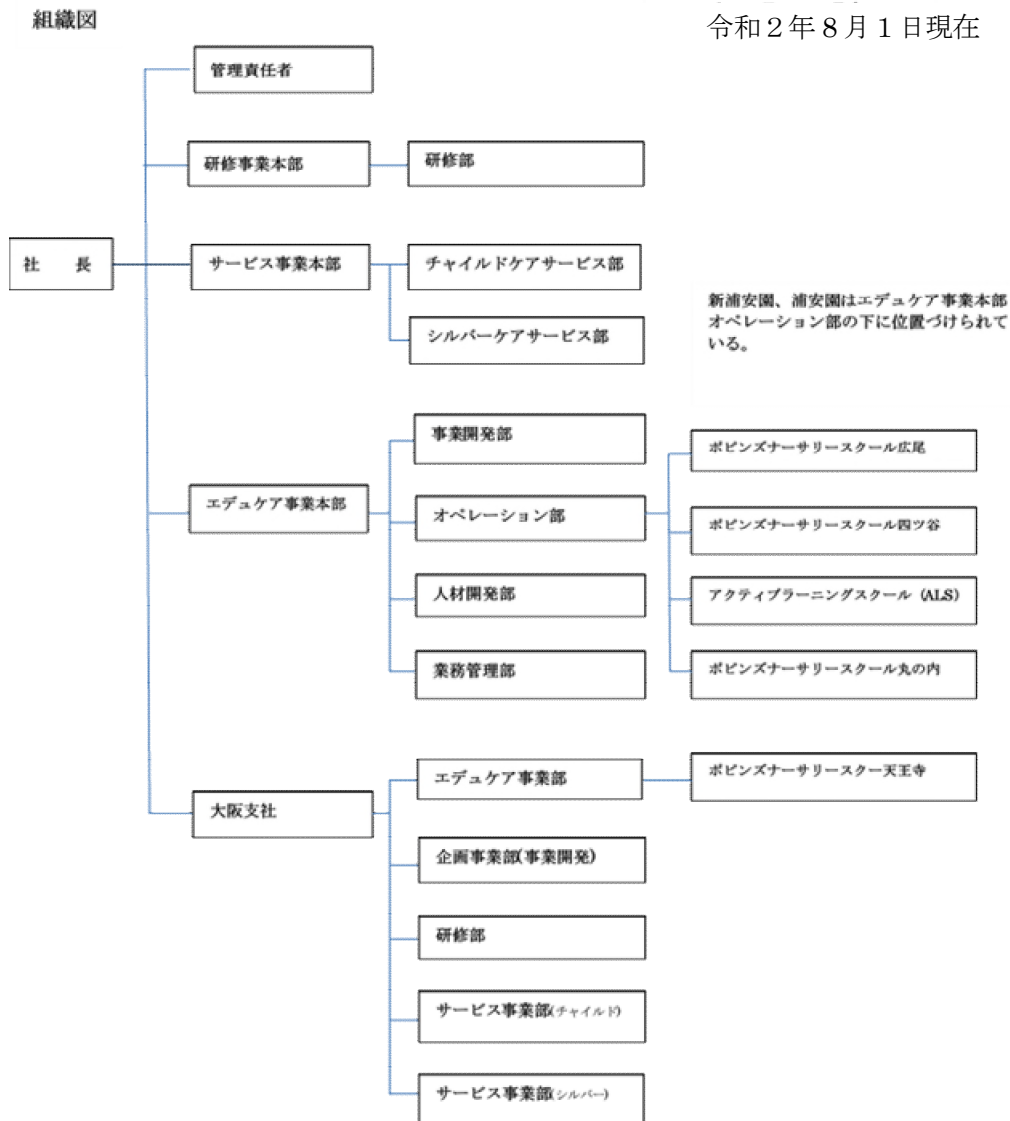
法人名 : (株)ポピンズ

代表者 : 代表取締役社長 轟 麻衣子

保育所名 : ポピンズナーサリースクール新浦安
ポピンズナーサリースクール浦安

申請者 : エデュケア事業本部長 小川 裕

所在地 : 東京都渋谷区広尾5-6-6



第3 監査の結果

1 浦安市私立保育所等運営費等補助金の概要

(1) 趣旨及び定義

市長は、私立保育所等の健全な運営を促進するとともに、児童の保育内容の充実及び向上を図るため、私立保育所等の運営に要する経費等の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号）及び浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

「私立保育所等」とは次のいずれかに該当するものをいう。

ア 保育所（本市内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を得て設置し、及び経営される法第39条第1項に規定する保育所及び法第56条の8第3項の規定により設置される公私連携型保育所をいう。）

イ 小規模保育事業所（本市内において、法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。）

ウ 認定こども園（本市内において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により認可を得て設置し、及び経営される同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）

(2) 補助事業及び補助対象経費

補助事業名	補助対象経費
保育士等処遇改善費補助事業	保育士（勤務条件が1日6時間以上かつ月20日以上のものに限る。）の処遇改善に要する経費
	看護師等（勤務条件が1日6時間以上かつ月20日以上のものに限る。）の処遇改善に要する経費
	栄養士及び調理師（勤務条件が1日6時間以上かつ月20日以上のものに限る。）の処遇改善に要する経費
私立保育所等運営費補助事業	私立保育所等の健全な運営を遂行するとともに、児童の保育内容の充実及び向上を図るために要する経費
保育教材購入費補助事業	保育に必要な経費のうち、保育教材を購入するために要する経費
給食材料費補助事業	3歳以上児の給食に要する経費
予備保育士等設置費補助事業	予備保育士の雇用に要する経費
	保育サポーターの雇用に要する経費
完全給食用調理員設置費補助事業	完全給食用調理員の雇用に要する経費
看護師等設置費補助事業	病後児保育事業を実施する私立保育所等以外の私立保育所等において児童に対して保健的な対応を図るために雇用する看護師等に要する経費
要支援児保育費補助事業	要支援児保育を実施するために雇用する保育士等に要する経費
備品購入費補助事業	児童の保育内容の充実及び向上のための備品購入に要する費用
施設修繕費補助事業	市の所有に属しない施設において運営される私立保育所等の修繕に要する経費
賃借料補助事業	私立保育所等を運営するための施設の賃借に要する経費
第三者評価費補助事業	第三者評価の受審に要する経費
嘱託医補助事業	私立保育所等嘱託医の嘱託に要する経費
連携施設経費補助事業	小規模保育事業所が保育所又は認定こども園を連携施設として確保する場合に要する経費
延長保育運営費補助事業	延長保育事業を実施するために要する経費
地域子育て支援センター事業費補助事業	地域子育て支援拠点事業を実施するために要する経費
一時預かり補助事業	一時預かり事業を実施するために要する経費
病後児保育費補助事業	病後児保育事業を実施するために要する経費

(3) 補助基準額

補助事業の基準額については、「浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱」（抜粋）のとおり。（※参考資料1）

(4) 交付申請

私立保育所等の代表者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、浦安市私立保育所等運営費等補助金交付申請書に予算書及び事業計画書を添えて、市長に申請しなければならない。

(5) 実績報告

私立保育所等の代表者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに浦安市私立保育所等運営費等実績報告書に事業報告書、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

※なお、実績報告に必要な事業ごとの添付書類は、次のとおりとなっている。

区 分	実績報告に必要な添付書類
保育士等処遇改善費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・給与規定及び給与表(処遇改善の額が明記されているもの) ・貸金台帳(処遇改善の額及び法定福利費が他の手当等と明確に区分経理の上、記載されているもの) ・保育士証 ・出退勤管理簿
私立保育所等運営費補助事業	実績報告の際の添付書類は特にはないが、保育幼稚園課で管理している在園児数データにより確認している。
保育教材購入費補助事業	
給食材料費補助事業	
予備保育士等設置費補助事業	・職員配置状況月報
完全給食用調理員設置費補助事業	・職員配置状況月報
看護師等設置費補助事業	・職員配置状況月報
要支援児保育費補助事業	・職員配置状況月報
備品購入費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・備品台帳 ・購入した日付、品目、金額がわかるもののコピー(領収書など)
施設修繕費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕した日付、品目、金額、修繕の内容がわかるもののコピー(領収書など)
賃借料補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書のコピー(契約期間、契約金額、貸主及び借主がわかるもの) ・毎月の支払いを証するもののコピー
第三者評価費補助事業	・契約書の日付、件名、金額がわかるもののコピー
嘱託医補助事業	・嘱託医への報酬支払日及び金額がわかるもののコピー
連携施設経費補助事業	・連携施設との契約書等
延長保育運営費補助事業	・延長保育利用状況報告書
地域子育て支援センター事業費補助事業	・職員配置状況月報、地域支援活動状況報告書(必要に応じ)
一時預かり補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置状況月報 ・一時預かり利用状況報告書
病後児保育費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置状況月報 ・病後児保育利用状況報告書

2 補助金交付の経緯

(1) ポピンズナーサリースクール新浦安

令和2年6月5日	交付申請	申請額:	78,728,000円
令和2年6月5日	交付決定通知	交付決定額:	78,728,000円
令和2年6月15日	請求 →	7月10日概算払い	
		1期分	31,490,900円
令和2年9月1日	請求 →	9月30日概算払い	
		2期分	31,490,900円
令和2年12月1日	請求 →	12月24日概算払い	
		3期分	15,746,200円
令和3年3月31日	概算払い精算書の提出(実績報告,申請事項変更届)		
	変更交付決定通知	変更後交付額:	83,768,600円
	補助金額の確定	確定額:	83,768,600円
		精算額:	5,040,600円
			(5月25日完了払)

(2) ポピンズナーサリースクール浦安

令和2年6月5日	交付申請	申請額:	71,580,700円
令和2年6月5日	交付決定通知	交付決定額:	71,580,700円
令和2年6月15日	請求 →	7月10日概算払い	
		1期分	28,632,000円
令和2年9月1日	請求 →	9月30日概算払い	
		2期分	28,632,000円
令和2年12月1日	請求 →	12月24日概算払い	
		3期分	14,316,700円
令和3年3月31日	概算払い精算書の提出(実績報告,申請事項変更届)		
	変更交付決定通知	変更後交付額:	75,190,268円
	補助金額の確定	確定額:	75,190,268円
		精算額	3,609,568円
			(5月25日完了払)

3 補助金の決算状況
令和2年度の補助金の決算状況

ポピンズナーサリースクール新浦安

(単位：円 △：減)

区 分	交付申請額	申請変更届 による増減額	補助金確定額
保育士等处遇改善費補助事業	15,396,000	985,500	16,381,500
私立保育所等運営費補助事業	17,447,500	△18,000	17,429,500
保育教材購入費補助事業	999,500	20,800	1,020,300
給食材料費補助事業	3,345,000	418,500	3,763,500
予備保育士等設置費補助事業	9,422,400	0	9,422,400
完全給食用調理員設置費補助事業	3,394,800	0	3,394,800
看護師等設置費補助事業	0	0	0
要支援児保育費補助事業	7,552,400	△53,200	7,499,200
備品購入費補助事業	0	300,000	300,000
施設修繕費補助事業	0	0	0
賃借料補助事業	0	0	0
第三者評価費補助事業	0	0	0
嘱託医補助事業	260,000	0	260,000
連携施設経費補助事業	0	0	0
延長保育運営費補助事業	5,122,000	△2,662,000	2,460,000
地域子育て支援センター事業費補助事業	9,617,000	137,000	9,754,000
一時預かり補助事業	3,428,200	1,397,000	4,825,200
病後児保育費補助事業	2,743,200	4,515,000	7,258,200
合 計	78,728,000	5,040,600	83,768,600

ポピンズナーサリースクール浦安

(単位：円 △：減)

区 分	交付申請額	申請変更届 による増減額	補助金確定額
保育士等处遇改善費補助事業	13,320,000	△101,000	13,219,000
私立保育所等運営費補助事業	11,997,000	△45,500	11,951,500
保育教材購入費補助事業	698,900	29,200	728,100
給食材料費補助事業	2,439,000	141,000	2,580,000
予備保育士等設置費補助事業	9,422,400	0	9,422,400
完全給食用調理員設置費補助事業	3,394,800	0	3,394,800
看護師等設置費補助事業	0	0	0
要支援児保育費補助事業	0	0	0
備品購入費補助事業	0	263,868	263,868
施設修繕費補助事業	0	500,000	500,000
賃借料補助事業	16,500,000	0	16,500,000
第三者評価費補助事業	0	0	0
嘱託医補助事業	260,000	0	260,000
連携施設経費補助事業	0	0	0
延長保育運営費補助事業	2,409,000	△865,000	1,544,000
地域子育て支援センター事業費補助事業	0	0	0
一時預かり補助事業	3,428,200	1,397,000	4,825,200
病後児保育費補助事業	7,711,400	2,290,000	10,001,400
合 計	71,580,700	3,609,568	75,190,268

4 法人への指導・監督等

法人への指導監督については、県と市で連携し運営全般について、毎年度、現地監査を実施してきたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったものである。また、第三者評価は5年に一度受審しており、報告書が提出されている。(新浦安園：平成28年度、浦安園：平成29年度)

補助金の適正執行については、補助金交付要綱等に従って、各事業補助ごとに関係資料の提出を受け、確認を行い適正執行に努めている。

5 補助金交付の成果

私立保育所等の運営において、法定給付のみでの運営が困難な保育所へ運営に要する経費の一部に対し補助金を交付し支援することにより、私立保育所の健全な運営の促進と公立保育所との保育内容の格差を是正し、児童の保育内容の向上及び充実が図られている。

6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、事務処理上の軽易な誤り等(注意事項)があったことから、改善を求める。

第4 意見

保育士等処遇改善費補助事業においては、処遇改善に伴う法定福利費に係る事業主負担の増額分をその対象経費に含め算定すること(賃金のおおむね15%〔10～20%〕)が認められている。今回の監査対象の2園については事業主負担分を差引いた金額が保育士等へ支給されており、他の多くの園においても同様の取扱いをしているとのことである。

これらの私立保育所等の実績報告の際には、法定福利費の事業主負担分の割合、金額についての確認はしているが、事業主によってその割合が異なることから、法定福利費の事業主負担分の割合、金額が妥当であり、保育士等処遇改善費補助事業の目的に沿って保育士等への適正な支給がされているかの確認に努められたい。

○監査結果の区分等

監査結果については、「勧告」、「指摘事項」、「改善事項」及び「注意事項」の4つに区分している。その取扱基準、報告及び公表は、次のとおりとなっている。

区 分	取 扱 基 準	報 告 及 び 公 表
勧告	(1) 法令等に違反しているもの ※等：訓令や内規など (2) 故意又は過失により重大な損害等が生じたもの ※等：影響を与えることや不適切なことなど (3) 事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの ※等：予算の執行や事業の実施 (4) 著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの (5) 過去の監査等で改善事項とされ、まだ改善又は見直しへの取組が行われていないもの又は不十分と認められるもの	監査等の結果報告書に「勧告」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
指摘事項	上記（1）から（5）に該当し、「勧告」に当たらないものとする。	監査等の結果報告書に「指摘事項」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
改善事項	(1) 法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるもの (2) 現時点で、損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるとして認められるもの (3) 指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるもの (4) 経済性、効率性、有効性の観点から改善又は見直しを検討する必要があると認められるもの (5) 所属する部署だけでは改善又は見直しが困難で、他の部署等との調整が必要と認められるもの ※等：関係機関や団体 (6) 制度上の不備等で検討が必要と認められるもの ※等：制度がない、規定がない、取扱いが決まっていないなど (7) 過去の監査等で注意事項とされ、まだ改善又は見直しへの取組が行われていないもの又は不十分と認められるもの	監査等の結果報告書に「改善事項」として記載する。 市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、掲示場に掲示の上、市の広報紙及びホームページに掲載する。
注意事項	(1) 事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるもの (2) 現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの (3) その他、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるもの	監査等の結果報告書には具体的な事項は記載せず、注意事項があった旨のみを記載する。また、別途、「注意事項」として取りまとめた上、担当部長に対し文書により通知する。